

オンライン資格確認システムについてのご案内

当院では、令和5年4月1日よりマイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始します。マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で、保険証をご提示いただかなくても、窓口設置のカードリーダーを利用することで、保険の資格確認が行えるようになります。詳しくは、受付窓口までお問い合わせください。

なお、健康保険証でも、これまでどおり受診が可能です。

オンライン資格確認システムとは

来院された患者様の保険情報(現在は主保険に関わる情報のみ)及び、服用薬剤、特定健診に関する情報について、個々の医療機関がその場で確認できるシステムです。

既に現在、マイナンバーカードと保険証を紐付けすることが出来るようになってはいますが、マイナンバーカードを保険証として使用し、それを読み取り、資格確認を行うためにも必要となるのが「オンライン資格確認システム」です。

オンライン資格確認のメリットについて

- 1、マイナンバーカードが健康保険証として利用可能となります。
→あらかじめマイナポータルで保険証利用の申込みをすることが必要です。
- 2、限度額認定証の申し込みと提示が不要となります。
- 3、薬剤情報、特定健診情報等の閲覧可能
→ご本人の同意があれば、薬剤情報や特定健診等情報が閲覧できることで、かかりつけ以外の医療機関でも患者の最新情報が確認でき、いつでも適切かつ迅速な診療・治療が実現します。災害時、おくすり手帳が手元にない場合等にとっても有用です。
- 4、医療保険資格確認が正確になります。
→オンラインで医療保険の資格ができることで保険情報の確認が正確にできるため、受付対応がスムーズになります。

※医療保険の加入状況が確認できない場合は、お声をかけさせていただきます。ご協力お願いします。

※詳しくは厚生省ホームページをご覧ください。

公費負担医療制度をご利用の方

公費負担医療制度(福祉医療、難病医療等)をご利用中の方については、各種証書のご提示は引き続き必要となります。

※従来通り、各種証書を受付窓口にご提示をお願いします。

顔認証付きカードリーダーのご利用について

1階の受付窓口に設置しております。

診療報酬について

マイナンバーカード(マイナ保険証)のご利用の有無により、診察料が変わります。オンライン資格確認の導入・普及のため、新設された項目で令和5年4月～12月まで時限的に適用されるものとなります。

項目	算定日	マイナ保険証の利用の有無	点数
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	初診時	マイナ保険証を利用しない場合	6点
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	初診時	マイナ保険証を利用する場合	2点
医療情報・システム基盤整備体制充実加算3	再診時 ※1月に1回	マイナ保険証を利用しない場合	2点